

会 議 記 録			
会議の名称	予算特別委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 坂田泰孝、阿久根由美子
日時	平成26年3月12日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 6 時 8 分
出席委員	藤本 中村 苗村 酒井 眞継 田中 馬場 中澤 石野 堤 竹田 木曾 <明田議長 小島副議長>		
執行機関出席者	<総務部・監査委員事務局> 門総務部長、西田総務課長、栗林自治防災課長、木村財政課長、吉田税務課長、人見監査委員事務局長、畑中自治防災課主幹、野々村総務課副課長、田中自治防災課副課長、小栗財政課副課長、林税務課副課長、湯浅自治防災課消防係長 <環境市民部> 西田環境市民部長、中川環境市民部担当部長、吉村環境政策課長、塩尻環境政策課担当課長、辻村環境クリーン推進課長、野々口市民課長、吉田保険医療課長、中西環境政策課副課長、木村環境クリーン推進課計画係長 <健康福祉部> 小川健康福祉部長、木曾健康福祉部担当部長、俣野地域福祉課長、秋山地域福祉課担当課長、広瀬子育て支援課長、桜井障害福祉課長、玉記高齢福祉課長、大矢健康増進課長、佐々木地域福祉課副課長、塚本健康増進課副課長、中村障害福祉課担当課長、松村障害福祉課副課長、小林地域福祉課福祉総務係長		
事務局出席者	今西局長 藤村次長 阿久根副課長 坂田主任		
傍聴	市民 1名 報道関係者 0名 議員 3名(山本、立花、日高)		

## 会 議 の 概 要

10:00

〔藤本委員長 開議〕  
〔事務局長 日程説明〕

10:03

### 【総務部・監査委員事務局】

<総務部長>

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を基本に安全安心のまちづくりを目指し、防火、防災、減災対策の充実強化を図る。番号制度の導入を控え、事務の効率化、コスト削減の観点から計画的な情報システム業務の最適化を図ることとし、課題事項を精査し取捨選択と集中を基本に予算編成した。

主な取り組みは、局地的豪雨時の雨水貯留対策を検討、実施するとともに、日吉ダム情報伝達装置の更新に伴い同報系防災無線システム調査の検討を行う。小型動力ポンプ、消防ホースの年次的更新と船艇ゴムボートの更新を行う。合わせて25年度に引き続き台風18号災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を継続する。情報システムについては、基幹業務システムへの移行として、機能追加やカスタマイズを行わずに移行経費、運営経費の削減を図ることとしサーバの供用により災害に強いシステムとなる。京都地方税機構と連携強化し新たな課税業務の共同化を検討する。京都府知事選挙、市議会議員選挙、農業委員選挙経費や国勢調査の調査区設定経費などを計上している。

質疑

< 酒井委員 >

市府民税均等割額の500円アップについては、23年～27年に市が緊急に実施する防災のための施策にかかる財源確保のためであるが、施策は予定しているのか。

< 財政課長 >

本市では約2,000万円の増収見込みで、豪雨洪水対策経費2,410万円に充てている。ゴムボート購入費等である。

< 酒井委員 >

市民に知らせ理解されないといけない。資料提出願う。

< 総務部長 >

資料提出する。

< 酒井委員 >

財政調整基金、減災基金が取り崩されているが、いくら確保するのが望ましいと考えているのか。今回の取り崩しは本来の意味合いからいってよいものか。

< 財政課長 >

財政調整基金は財源不足を補うため基金条例に基づき取り崩すもの。減債基金も償還に充てるという趣旨に沿っている。一般財源が十分あれば取り崩さない。財源が苦しいなか基金に頼らざるを得ない状況である。金額を決めたものはないが財政調整基金は災害時に充てることになっており、台風18号時には10億円を超える経費が必要だったのでそのくらいが必要だと思う。予算規模の1割が確保できればよいと思うが、確保の状況にない。

< 酒井委員 >

不測のときの資金が財政調整基金だと思うが、一般財源が足りなくなれば繰入れている。趣旨に合っているのか。

< 財政課長 >

合っている。

< 酒井委員 >

情報公開に関連して、デジタルデータの対応ができていないが、今後の考えは。データでしかない情報は公開対象でないのか。

< 総務課長 >

データから出力し紙で公開している。デジタル化が進むなかデジタルデータ公開の必要性を感じている。それに向け、手数料の条例改正等検討すべきことを整理する。

< 酒井委員 >

条例改正はいつまでにするのか。

< 総務課長 >

明言できない、早期にしたい。

< 馬場委員 >

- 庁舎維持管理業務委託において労働者賃金(最低賃金)は守られているのか。
- < 総務課長 >  
設備運転管理業務、清掃業務、警備・車両誘導・宿日直業務は26年度から3年間契約で3月に入札を行う。人件費設定は、設備運転管理業務が国交省の施設維持単価で算定、警備業務が公務員高卒初任給の額であり、最低賃金を下回ることはない。
- < 馬場委員 >  
庁舎維持管理経費は説明書P49と施策概要P1で90万4千円違うのはなぜか。
- < 総務課長 >  
後程答弁する。
- < 馬場委員 >  
基幹業務システムのASP方式と自庁方式のメリットとデメリットは。
- < 総務課長 >  
ASP方式は民間のデータセンターを利用するもので、メリットは安定した電源の確保と維持管理により安全性が高い。万が一庁舎で利用できなくなってもネットワークが届けば利用できる。NTTデータセンター間でバックアップでき安全性、業務の継続性がある。デメリットは経費が高い。自庁式はサーバが多く電源が耐えられない、スペースがない。検討の結果、ASP方式の優位性が高いと判断した。
- < 馬場委員 >  
NTTだけでなくauやソフトバンクもあるのでは。
- < 総務課長 >  
京都府自治体情報化推進協議会が利用しているのもNTTデータセンターで、京都府のシステムも導入されている。
- < 馬場委員 >  
消防署西部出張所設置の要望が多い。検討は。
- < 総務部長 >  
西部地域の地域こん談会でも要望があった。京都中部広域消防組合組織のなかでの施設配置となる。協議はされると思う、相談をかけていきたい。
- < 馬場委員 >  
市は設置が必要と考えているのか。
- < 総務部長 >  
現時点での要望はしていない。
- < 馬場委員 >  
その理由は。
- < 総務部長 >  
消防組合のなかで人口比率等総合的に判断されるものである。
- < 石野委員 >  
犬飼地区でテレビが映らないところがあるが、承知しているか。
- < 総務課長 >  
承知していない。
- < 石野委員 >  
あきらめておられるが検討されたい。消防団員は制服を全員持っているのか。
- < 自治防災課主幹 >

8年度から新入団員に貸与してきた。21年度に見直したもので、制服より活動服の更新要望が強かった。22年度以降制服は既存のもので対応している。

<石野委員>

今年の出初式では訓練服を着ていた。制服を着るべきだ。

<自治防災課主幹>

活動服を統一した後、意見を聞きながら制服の検討をしたい。出初式で一齐放水、入退団式後訓練もある。式の時には団員が地域にいない状況なので、その時災害が起こる場合も想定して考えていきたい。

<石野委員>

制服姿をみて子供もあこがれる、制服着用の検討を。

<藤本委員長>

団員の処遇改善について、予算に反映されているのか。

<自治防災課主幹>

条例改正が必要、25年度と同額で計上している。

<竹田委員>

協力事業者と消防分団との災害時の連携は。

<自治防災課主幹>

水防倉庫市内11カ所、予備倉庫6カ所を設置し資機材を置いている。事前に土のう袋、砂等の確保が必要で、業者には事前に連絡し夜中でも対応できるようにした。広域的に砂が必要となったので、緊急的に小学校の砂場の砂も利用した。

<竹田委員>

市、自治会、消防団から事業者に電話を入れ対応する体制はあるのか。

<自治防災課長>

台風接近時、砂の補充を業者に依頼した。市内業者の連絡先を再度点検する。

<竹田委員>

体制の確立を。市街地では土のう袋の置き場所が分からない。配置状況は。

<自治防災課長>

土のう袋は各自治会の防災倉庫に置いている。砂は業者が準備する、小学校や保育園の砂も緊急時には利用する。

<竹田委員>

必要なとき必要なものを配備願う。水で膨らむ土のう袋があるが配備されているのか。

<自治防災課長>

水で膨らむものは準備していない。希望あれば土のう袋を渡している。

<眞継委員>

他部でも電算システム経費が計上されている。基幹業務支援システムを導入すれば不要なのでは。

<総務課長>

個別システムが多数ある。担当課が計上している。

<眞継委員>

介護認定事務更新プログラムが300万円計上されている。

<総務課長>

介護認定を行うシステムである。介護保険給付に関しては基幹業務支援シス

テムになる。

< 眞継委員 >

防災対策経費の雨水抑制対策について 25 年度調査結果により具体的に組みむと説明されたが、組みむための 300 万円の経費なのか。

< 自治防災課長 >

24 年 7 月 15 日の豪雨災害で被害のあった雑水川右岸地域において雨水を一時貯留できないかの調査を 25 年度でしている。結果をまとめ具現化する。雨水貯留方法はその場で貯留する方法、他の場所で貯留する方法、排水管に誘導する方法もある。適切な方法を調査する。

< 眞継委員 >

24 年度出水以降の調査結果をまとめたものはあるのか。

< 自治防災課長 >

雑水川改修計画により下流から改修しているが時間がかかる。完成までを備えるため H25 年度で対策とその効果を調査している。

< 眞継委員 >

雨水対策のため組織を作り検討されている。結果をまとめたものはないのか。

< 自治防災課長 >

資料は持ち合わせていない。横断的庁内組織で当面打たなければならないものはできていると関係課で確認している。

< 木曾委員 >

地域イントラネットは整理するべき。民間事業者への譲渡の考えは。

< 総務課長 >

検討している。数年前と比較すれば半額の経費で、必要最小限の維持管理を行っている。ブロードバンドにより必要がなくなった自治会の端末は規模を縮小している。業者譲渡に関しては光ファイバーの回線が細くメリットがないとのことである。

< 木曾委員 >

民間も使わないようなものに予算を使うのはどうか、整理されたい。文書管理は条例化するべき。

< 総務課長 >

今は条例化を考えていない、規則で対応する。

< 木曾委員 >

時代の流れでもある。災害発生時にもしっかり対応できるよう、条例で決めて管理するべき。

18 号台風並みの災害が今後発生したときの対応はどうか。最小限に被害がくい止められる予算なのか。

< 自治防災課長 >

事業費は担当部で計上している。備蓄等ソフト面を計上している。教訓から情報を早く的確に伝えるのが重要である。そのため同報系情報伝達システムの導入を検討している。透析患者が自らのボートで病院搬送された事例があったことからゴムボートの購入費も計上した。

< 木曾委員 >

ソフト、ハード両面の災害対策が必要。防災減災のため職員の給与が減額されたので明確に予算化しないといけない。

< 自治防災課長 >

明確化は必要と考えている。同報系システム整備を重点的に進めたい。

< 木曾委員 >

職員のモチベーションが下がらないよう、何に使うのか明確にするべき。

< 総務部長 >

防災、減災対策を軸に取り組んでいく。

< 苗村委員 >

自治委員報酬を増額する考えはないのか。行政の事務が自治会に振り替えられている。

< 自治防災課長 >

9年度から同額である。非常勤特別職の給与をベースに算定した。引き上げは考えていない。

< 苗村委員 >

地域での選任も大変な状況であり見直しを望む。庁舎の電気代の対策は。

< 総務課長 >

冷暖房も時間外は極力運転していない。

< 苗村委員 >

2階以上の階のトイレに音消しを付けてもらいたい。

< 総務課長 >

要望は聞いている。将来の検討課題にする。

< 苗村委員 >

ガレリアには付いている、検討願う。京都地方税機構負担の算出根拠は。

< 税務課長 >

年間21億2,000万円でその77%が人件費である。全体の経費を構成団体の職員の派遣数、税の移管額、納税義務者数等で按分して算出する。

< 苗村委員 >

税機構送りの基準は。

< 税務課長 >

督促状発付のとき。

< 苗村委員 >

分割納付をしている場合は。

< 税務課長 >

分割納付を含め税機構で対応する。

< 苗村委員 >

差し押さえの状況は。

< 税務課長 >

後で答弁する。

< 苗村委員 >

国保料は市できめ細かく相談に応じている。税機構はされていない。

< 税務課長 >

24年度不能欠損額は2,001件である。分納対応は税機構において丁寧な対応を基本に全体的な公平性も維持しながらやっている。

< 中澤委員 >

消防団経費と消防施設整備費に対応する地方交付税措置は今後も継続される

- のか。
- <自治防災課長>  
昨年12月に消防団支援法が定まった。15条で消防団の装備改善にかかる財政上の措置について国及び都道府県は市町村が行う消防団装備の改善に対し必要な財政上の措置を講ずることに努めることと規定されている。現在京都府において検討されていると聞いている。特定財源を有効に活用したい。
- <中澤委員>  
災害対策でハザードマップ作成を今後広げる考えがないように感じた。各地域の住民が把握することが大事である。特定財源をハザードマップ作成に活用することを検討されたい。
- <自治防災課長>  
地域を歩き地道な活動のうえに作成されている。地元で作成される気合を出してもらい市は補助金で支援したい。
- <田中委員>  
消防署出張所を西部地域で設置することを必要と考えてはいないのか。減災、防災を強調している。中部広域消防組合に要望するべき。
- <総務部長>  
考え方はそのとおり。26年度予算に計上はない。組合とは話をしていく。
- <田中委員>  
すぐには無理でも要望を。電算システム関連経費はNECの言いなりなのは。
- <総務課長>  
他市比較はしている。実際の積算は難しいのが現状である。
- <田中委員>  
導入時は1円で落札して維持管理で稼ぐのがやり方。精査を十分して安価な方法を模索すべき。
- <堤委員>  
庁舎内西エレベータのクロスがはがれている。点検は。
- <総務課長>  
25年度で雨漏りの修繕をし、経過を見ている。今年の梅雨時に確認し大丈夫ならクロス貼り替えにとりかかる。
- <堤委員>  
市長応接室のクロスもはがれている。対外的によろしくない。
- <総務部長>  
市長を説得したい。
- <堤委員>  
市長が不要と言っているのか。
- <総務部長>  
そう指示を受けている。
- <堤委員>  
市民と対応する部屋である。議会の指摘を市長に伝えてもらいたい。  
自治会館施設整備補助は今もされているのか。
- <自治防災課長>  
要綱はある。経過はJAの合併問題から特例的にしていたものである。
- <堤委員>

- どの自治会も建替えの時期がくる。支援するべき。
- < 総務部長 >  
ルールどおりである。要望をどう取り込むかは議論が必要。
- < 堤委員 >  
条例設置を含め検討されたい。消防出初式での訓練服着用について規定はあるのか。
- < 自治防災課主幹 >  
規則で規定している。
- < 堤委員 >  
非常勤の公務員である。制服ですべきだ。
- < 自治防災課主幹 >  
団本部会、幹部会に諮り検討したい。
- < 堤委員 >  
要望する。
- < 総務部長 >  
活動しやすい状況を整備したい。
- < 酒井委員 >  
自治会加入を促す方策は。
- < 自治防災課長 >  
25年度から実施している。元年92.8%が25年には75.5%に低下している。自治会の利点を積極的に伝え、未加入世帯に理解を得るために行うもので、交流、情報発信、啓発が事業内容である。
- < 酒井委員 >  
昨日企画管理部で自治会加入率は自治会がお知らせ版を配付しないとさらに下がると言われた。自治会の強化だけでなく時代にあう地域コミュニティを考えるべき。
- < 自治防災課長 >  
合併時に各支所を廃止するに当たり自治会長は自治委員になってもらい、市の業務を一部代行することで綿々と続いてきた。状況の変化に見直しも必要。新しいコミュニティのあり方を検討中であるが結論に至っていない。
- < 苗村委員 >  
自治会委託料の資料提出を求める。加入数は変わっていると思う。
- < 自治防災課長 >  
自治委員事務委託料なら前年度と同じ。
- < 苗村委員 >  
世帯数が変わっているのに同じなのか。
- < 自治防災課長 >  
同じである。自治会加入率は資料提出できる。
- < 苗村委員 >  
凍結しているのか。
- < 自治防災課長 >  
19年度見直し時に、人口増減で金額が変更されるのは困ると凍結になった。
- < 藤本委員長 >  
加入率の資料を提出願う。

< 総務課長 >

庁舎業務委託料は 103,100 千円のうち、庁舎管理業務 101,100 千円のほかに  
庁舎整備業務に 200 万円で、機構改革時の庁内模様替えに必要なものである。

〔総務部 退室〕

1 2 : 1 0

<<項目抽出>>

< 酒井委員 >

基幹業務システムで経費の圧縮ができないか。

基金繰入れ、市債借入れについて、持続可能な財政構造の構築のためにも  
基準が必要、考え方を聞きたい。

公文書管理の条例化。

< 馬場委員 >

災害対策での同報系情報伝達システム導入は施設整備から情報伝達への施策  
の転換である、考え方を聞きたい。

〔総務部・監査委員事務局 退室〕

1 2 : 1 3

< 休 憩 >

1 3 : 2 0

【環境市民部】

< 環境市民部長 >

(基本方針)

26 年度は人と環境にやさしいまちづくりの推進のため、

- ・環境シンボルであるアユモドキの保護保全
- ・地球温暖化対策として自然エネルギー利活用の推進
- ・不法投棄対策や散乱ゴミ対策を通じて漂着ゴミ発生抑制とごみの減量・資源化の推進
- ・浄化槽の普及促進
- ・窓口事務や相談業務などによる市民サービス向上
- ・国民健康保険や国民年金制度を通じて安全安心な市民生活の推進

(主要事業)

- ・アユモドキ生息環境保全のため外来魚駆除・生息調査の実施、保全活動補助
- ・温室効果ガス削減及び自然エネルギー利活用の推進、住宅用太陽光発電システム設置補助
- ・プラスチック類及びペットボトル分別収集の開始
- ・新火葬場策定の利用予測と整備時期等を含めた精査と取組み推進
- ・桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事、維持管理修繕と施設運営
- ・浄化槽設置補助の上乗せ補助による普及促進

<<質疑>>

<酒井委員>

P2、不法投棄撲滅パトロール等業務委託の随意契約先は。

<環境政策課長>

東別院町自治会、亀岡市シルバー人材センター、NPO法人亀岡人権交流センター。

<酒井委員>

随意契約の理由は。

<環境政策課長>

14年度に緊急雇用事業として開始。パトロールには地域の地理や実態を熟知し警察等との組織連携を図る必要があるため、営利企業でない3団体と随意契約している。

<酒井委員>

随意契約の理由は地方自治法の何条に該当するのか。

<環境政策課長>

地方自治法施行令第167条の2第2項。性質又は目的が競争入札に適さないもの。

<酒井委員>

第167条の2第2項に該当する内容でないと考える。NPO法人亀岡人権交流センターと契約内容について資料を求める。

<環境市民部長>

昨年度実績で良いか。

<酒井委員>

昨年度実績でよい。この事業だけでなく環境市民部所管分について提出願う。

<環境市民部長>

環境市民部では、不法投棄撲滅パトロールのみである。

<酒井委員>

市全体の資料を求める。

<藤本委員長>

環境市民部所管分の資料を求める。市全体の資料提出依頼については後ほど協議する。

<馬場委員>

P2、住宅用太陽光発電システム設置補助の件数は。

<環境政策課長>

約230件。

<馬場委員>

CO2削減効果は。

<環境政策課長>

温室効果ガス換算で38万1,654kg。

<馬場委員>

今年買取価格が下がった。買取価格を維持していく意見具申や要望提出を市と

してしたことはあるか。

< 環境政策課長 >

意見書等提出をしたことはない。

< 馬場委員 >

普及への影響は。

< 環境政策課長 >

確かに買取価格に影響は出るが、事業は 4kw までであり、主に住宅で消費される。

< 馬場委員 >

初期費用に何百万円とかかる。買取価格が下がればペイするのに 10 年以上かかり躊躇する人もいるのではないか。

< 環境市民部長 >

以前は設備投資に 1 kw 約 80 万円かかっていたが、現在は約 40 万円である。国も太陽光発電に対する補助を打ち切る方向である。固定価格買取制度については消費者への転嫁を電力会社ができ、高く買い取ることがベターにはならない。約 7、8 年でペイできる中で維持されると認識している。

< 馬場委員 >

P8、新火葬場基本方針調査業務委託料について、27 年度構想策定の準備だが、訴訟では、寝耳に水で、地元なのに一切聞いていなかったのというのが住民側の言い分だった。地元とのボタンをどう掛け合わせていくのか。

< 環境政策課長 >

構想策定の議論を行うため、委員会設置等のあり方を今年度に決定する。全市的な課題であり、地元関係者を中心に広く市民の方に委員に入っていただきたい。

< 馬場委員 >

具体的に安町小屋場の住民意見をよく聞くようにしていただきたい。

< 堤委員 >

P10、公社貸与車両購入費と環境事業運営補助金について、公社が収集運搬をしなければならない根拠は。

< 環境クリーン推進課長 >

廃棄物処理法により、一般廃棄物の収集運搬は市の責務で行わなければならない。市が公社に委託している。

< 堤委員 >

市の責務は理解する。公社以外の民間業者への委託はどうなのか。

< 環境クリーン推進課長 >

一般廃棄物収集運搬の許可を与えている業者もある。ごみ処理基本計画の中で計画的に許可を与えることとしている。

< 堤委員 >

公社に独占させるのではなく、なぜ民間に任せないのか。

< 環境市民部長 >

行財政改革の一環で、市の現状業務を見直すことになり、財団法人亀岡市清掃公社を設立して、し尿処理やごみ収集業務を委託した。民間業者には事業所から排出される廃棄物の許可をしている。事業者の責任で処理するものは、市の許可業者又は事業所自らが処理をしている。

< 堤委員 >

公社を設立したから、現在も委託していることでしかない。市が責任を持って、行うことについての改革はどうか。

< 環境市民部長 >

委託料の算定は実費計算である。公益目的事業のみで、収益を見込めない団体である。民間ではなかなかできない業務として、減少するくみとり業務を主にしている。今後、事業改革を含め、経費節減の対応を取っていく。

< 堤委員 >

出来るものは民間業者に任せて事業のスリム化を願う。

P10、灰運搬処分委託料の委託業者は。

< 環境クリーン推進課長 >

南丹清掃に委託している。

< 堤委員 >

なぜ1社なのか。

< 環境クリーン推進課長 >

下水道整備等に伴う一般廃棄物処理量等の合理化に関する特別措置法に基づき委託している。南丹清掃には、し尿収集業務を受け持ってもらっているが、下水道普及によるし尿減少に伴う収入減、その業務改善と規模の適正化を図るため委託をしている。

< 堤委員 >

費用は適正金額か。

< 環境クリーン推進課長 >

運搬回数による単価契約である。市で積算した単価に基づき、南丹清掃の見積書を精査し、適正かどうかの判断を行い契約している。

< 堤委員 >

説明責任が果たせる手続きを願う。

< 苗村委員 >

P9、プラスチック容器包装の分別拡大は市内全域か。

< 環境クリーン推進課長 >

市内全域が対象。

< 苗村委員 >

収集方法が大きく変わるときは、市民への周知徹底が重要であるが、説明会など周知方法は。

< 環境クリーン推進課長 >

市民の理解と協力がなければ分別拡大はできない。パンフレットの全戸配布、集積場に啓発看板の掲示、市広報紙、ホームページへの掲載、各町自治会で説明会を実施する。クリーンかめおか推進会議と連携し周知啓発に努める。

< 苗村委員 >

モデル地域の取組みに基づく啓発か。

< 環境クリーン推進課長 >

そのとおり。

< 苗村委員 >

P11、最終処分場維持管理経費について、遮水シート保護マットの更新理由は。

< 環境クリーン推進課長 >

埋立量の増加に伴い、現在のシートの上に新たに保護マットを重ねて保護するもの。

< 苗村委員 >

今回で終了するのか。

< 環境クリーン推進課長 >

現在の状況ではまだ終わりでない。

< 苗村委員 >

埋立処分場延命の現在の状況は。

< 環境クリーン推進課長 >

24年度の計画量と実績を比べると20カ月程度の延命である。

< 苗村委員 >

その後の方針は。

< 環境クリーン推進課長 >

まだない。

< 苗村委員 >

施設建設には色々な問題があり、次々に建設するわけにいかない。もっと減量が出来よう、検討していただきたい。

< 木曾委員 >

P9、指定ごみ袋の作成について、緑色の袋はカラスがつつくので京都市は色が逆で緑ではなく黄色である。黄色は鳥には見えにくいので、変えて欲しいという要望がある。また、ごみを集積場に固めて網をかけているが、網が非常に古くボロボロになっている。収集時の置き場所や対策での検討事項は。

< 環境クリーン推進課長 >

色の変更は考えていない。分別拡大に伴い色々な事が想定される。必要に応じて検討する。

< 木曾委員 >

缶のネットが倒れ損害賠償があった。ペットボトル分別はより広い場所が必要で対策を考えないといけない。狭い場所しかないところもあり、通行の邪魔や事故も考えられる。色の問題も含め、考えていないではなく、市民から問題提起された以上は研究することが必要である。

< 環境市民部長 >

ごみ袋の色は、かつて議論になった。埋立てごみの収集が2週間に1回のため目立つように黄色。燃やすごみは週2回なので街の美観を考慮して緑色になった経過がある。以前ごみ袋の色を変える検討をしたところ、市全体を変えるには3年から5年が必要になる。埋立てごみ、資源ごみの収集が別の日になっている。埋立てごみから、プラスチックとペットボトルがなくなるので、今度は埋立てごみの収集頻度を下げ、ペットボトル等を集める考えである。集積所面積6㎡を基準に収集計画に盛り込んでいく。

< 木曾委員 >

収集場所の美化について、カラス対策を含め検討願う。

P9、基幹的設備改良工事経費は24年度から27年度の継続事業であるが、自治会は実施の説明がないと主張されている。真摯に向き合い、説明責任を果たしていくべきでないか。

< 環境市民部長 >

桜塚クリーンセンターの改修については、地元の小泉区とは大規模改修、修繕に伴う資材搬入等があるので話をした経緯がある。自治会には会長からの要望で説明をしたが、説明の時期が小泉区より遅れたことにより、行き違いが生じている。今後はこのようなことが無いように丁寧な対応を行う。

< 木曾委員 >

延命をお願いしなければならない可能性もあり、目の前のことだけでなく先のことを考えて自治会との関係を構築することが、事業を円滑に進めるためには必要である。

< 環境市民部長 >

廃棄物処理施設は歓迎される部分ばかりではなく、地元対応が必要になる。廃棄物処理法に掲げられているように、周辺環境の配慮が必要であり、もう一度原点に戻り関係住民と丁寧に話し合いを行い、事業を進める。

< 木曾委員 >

火葬場の問題も出てくるので、地元住民への親切丁寧な説明を願う。

< 田中委員 >

P11、浸出水処理施設運転管理業務委託先は。

< 環境クリーン推進課長 >

クボタ環境サービス。

< 田中委員 >

メーカーの子会社かと思う。一旦施設を作ったら同じ業者ばかりが維持管理をすることがある。今後検討を願う。

P11、し尿くみとり手数料について、南丹清掃と環境事業公社それぞれの対象戸数と委託料の内訳は。

< 環境クリーン推進課長 >

24年度のくみとり量で環境事業公社が499万4,948、南丹清掃が400万553。

< 田中委員 >

26年度予算積算の対象戸数と委託料は。

< 環境クリーン推進課長 >

全体のくみとり登録件数は5,041件である。それぞれの戸数は後ほど資料で提出する。26年度予算委託料は、南丹清掃が4,625万9,600円、環境事業公社が1,927万4,400円。

< 田中委員 >

P12、若宮工場運転管理委託料について、し尿くみとり量が減少している一方、浄化槽の汚泥がかなりの量を占めている。今後の若宮工場の方針は。

< 環境市民部長 >

くみとり戸数が減少傾向にあるなかで、若宮工場の処理も時間がかかるようになってきた。全国的にも下水道との共同処理になってきており、その方向を含めて若宮工場のあり方を検討していく。

< 中澤委員 >

P9、医王谷埋立処分場維持管理経費について、18年度に完了し7年が経過している。浸出水の検査はいつまで行う必要があるのか。

< 環境クリーン推進課長 >

廃止に向けての水質関係や地盤の状況を現在モニタリング調査している。一定

の安定が図れるまでは廃止ができない。

< 中澤委員 >

広大な埋立地だが、有効活用する用途は立っていないのか。

< 環境クリーン推進課長 >

立っていない。

< 中澤委員 >

P10、プラスチックごみ分別には積極的な市民協力が必要である。それには市民に対する啓発が大事であり、事業効果を数値化した方がよい。分別による、埋立てごみの減量と資源化率は。

< 環境クリーン推進課長 >

モニター収集の実績による試算で埋立て重量 40%削減、資源化率 18.23%。ごみ減量と併せて埋立処分場の延命化に繋がると考えている。

< 中澤委員 >

どれぐらいの延命効果になるか。

< 環境クリーン推進課長 >

延命化の試算は出来ていない。

< 中澤委員 >

具体的な数字が分かると協力が得られやすいと考える。

< 眞継委員 >

P2、環境にやさしいまちづくり推進経費について、市は CO2 削減が目標なのに増加状況でないか。他の事業で対応を考えているのか。

< 環境政策課長 >

環境基本計画の地球温暖化対策として、CO2 は 27 年度で 21 年度ベースに 9%削減する目標がある。震災等の影響で電力会社の発電が原子力から火力に切り替えられ、市全体での温暖化対策が進んでいないのが現状である。住宅用太陽光発電はサンパワープロジェクト 5 メガで、市域の住宅用太陽光発電システムを 32 年度までの 10 年間で 4 メガワット担えるような計画である。

< 眞継委員 >

サンパワープロジェクト 5 メガは理解しているが、それ以外で市が公表している CO2 削減は別に取り組みされるべきと考えるが。

< 環境市民部長 >

市には温室効果ガスの排出目標が 2 つあり、地域計画での 10%削減と事業所の取組みとして、市庁舎内で 9 %削減がある。10%削減の主な削減内容は森林吸収と技術革新による省エネ機器の普及であるが、関西電力の原子力が 5 割を超えていた関係で電気使用に対する CO2 削減がかなり出来たが、現在は化石燃料に頼っているため数値が上がっている。また運輸関係の削減が進んでいない。行政として環境マネジメントのエネルギー削減としてエコドライブ推奨等を進めているが、全体として運輸関係を含めて成果が出ていない。今後の計画見直しの中で排出目標を検討するべきであり、達成が大変厳しい現状にある。

< 苗村委員 >

旭町の議会報告会で異臭の改善要望があった。京都府の問題であるが、市として対応はどうか。

< 環境市民部長 >

旭町の臭気問題については、発生源が亀岡市内ではない。京都府、保健所、家

畜保健所、南丹市と連携の中で、家畜飼養として業者に定期的指導が入っている。環境面では規制のかからない区域であり、臭気測定を定期的を実施しているが、測定値は市街地の規制基準にも達しない低い数値である。

< 苗村委員 >

測定値が基準値に達しないのであれば、基準値の見直しが必要でないか。住民の思いを汲み取り良い対策を検討願う。南丹市との連携についてはどうか。

< 環境市民部長 >

既に南丹市とは連携している。亀岡市から働きかけ、南丹市に一定の協力を得て共同で進めている。数値の見直しは京都府の環境を守り育てる条例の規制値である。農業振興地域では規制がかけられていないが、今後の対策を検討する必要がある。

<<項目抽出>>

< 苗村委員 >

P8、新火葬場基本方針についての問題。

< 酒井委員 >

P2、環境市民部だけの問題ではないが、不法投棄撲滅パトロールの委託先であるNPO人権交流センターへの随意契約について、市全体分を挙げて欲しい。

< 堤委員 >

P10、環境事業公社関係について、今後の民間業者導入を含めた議論を願う。

[ 環境市民部 退室 ]

14 : 51

< 藤本委員長 >

酒井委員から資料提出依頼のあった、NPO人権交流センターの随意契約一覧について、市全体の資料提出を求めることでよいか。 全員了  
資料提出を求める。

< 事務局 >

資料依頼は今年度の予算にかかるNPO人権交流センター対象とした随意契約の事業と予定金額でよいか。

< 酒井委員 >

随意契約理由についても記載願う。

14 : 53

[ 休 憩 ]

15 : 15

【健康福祉部】

< 健康福祉部長 >

( 基本方針 )

健康で元気あふれるまちづくりの取組方針に基づき、健康福祉の増進を図ると

ともに、少子高齢化社会のなかで福祉課題を踏まえて予算を編成した。

(重点事項)

・子ども子育て支援計画、障害者基本計画・第4期障害者福祉計画、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定

(新規事業)

・地域福祉では自立支援事業として、新たな相談窓口体制を整備しモデル事業を実施、防災対策基本法の一部改正による避難行動要支援者名簿作成、4月の消費税アップに伴う臨時福祉給付金事業。

・子育て支援では、保育園児の待機児童が出ないように保育園分園設置計画の推進、川東保育所下水道接続工事实施による保育環境充実。

・障害福祉では、地域生活支援事業の充実、生活地域活動支援センターの1箇所拡充。

・高齢福祉では、一人暮らし高齢者の自立支援と介護保険サービスの充実。健康増進では、予防接種事業経費、健康づくりの向上を目的に諏訪中央病院の鎌田名誉院長の講演会等。

〔各所管課長 (社会福祉費まで)説明〕

16:08

<<質疑>>

<竹田委員>

P7、法人指導監査経費は京都府からの権限移譲で専門的な業務内容である。現状は。

<地域福祉課長>

京都府からマニュアル等も引き継ぎ順調である。

<竹田委員>

業務の増加による人的な面での移譲はないか。

<地域福祉課長>

ない。現在の職員で対応している。

<竹田委員>

府に再委託等今後の方向性は。

<地域福祉課長>

3人が午前9時から午後4時頃まで法人に出向き行なうため厳しい状況であるが、やれる範囲を市で続けていく。

<苗村委員>

P2、避難行動要支援者名簿とふれあいネットワーク制度との関連は。

<地域福祉課長>

ふれあいネットワークは7,000人超の登録がある。60歳以上で募った制度で、自力で非難できない人とは別と考えており、別事業で対応する。

<苗村委員>

ふれあいネットワークには各自治会主体で取り組んでいる。非難行動用支援者名簿も各自治会などの地域に返されるのか。

<地域福祉課長>

将来的には戻していくが、本人の同意が必要で、同意なしの活用は生命に危険がある場合のみである。ふれあいネットワークについては、民生委員や自治会に渡して、普段の見守りと併せて活用いただいている。将来的にも一本化できるものでないと思うが、普段の見守りと災害時の使用とを分けて考えている。

< 苗村委員 >

名簿作成には個人情報保護の問題がある。取扱関係者の研修等について、来年度予算に計上されているか。

< 地域福祉課長 >

来年度は名簿作成を考えている。要介護者や身体障害者の名簿等を1つにし、次に自治会等に常備するための同意を得ることを基本にしている。関係者への配付は、それ以後になるので、来年度研修予算は計上していない。

< 苗村委員 >

P2、くらしの資金貸付金について、通年化の考えは。

< 地域福祉課長 >

利用者から通年の要望はない。償還状況も大変悪い。税金で貸付していることもありバランスを考えると通年化は難しい。

< 苗村委員 >

利用者からは声を出しにくいこともあるので、是非検討を願う。

P4、こども医療費助成について、25年7月に中学校卒業まで3,000円を超える分に拡大されたが、償還払いでなく現物給付にできない障害は何か。

< 子育て支援課長 >

小学生の通院助成は、医療費合算が3,000円を超える分を償還払いしている。京都府の制度では現物支給しているが、府補助対象外になるため手続きが難しい。

< 苗村委員 >

難しい理由を明確に説明願う。

< 子育て支援課長 >

国民健康保険団体連合会への支払い手続きで問題がある。

< 馬場委員 >

予算説明書 P85、災害時要配慮者支援経費の業務委託料についてはふれあいネットワーク制度及び命のカプセル配付事業 28万円、避難行動要支援者名簿管理経費のシステム導入 550万円であり残り 14万円の委託料は何か。システム導入の委託先は。

< 地域福祉課長 >

システム導入の委託先は決定していない。委託料の残り 14万円は今分らない。

< 馬場委員 >

個人情報管理のセキュリティをどうするのか。また介護度等の更新をどうするのか。

< 地域福祉課長 >

施錠できる場所で管理する。更新は半年に1回程度で考えている。

< 馬場委員 >

P5、いきいきかめおかっこ未来プラン推進経費の委託先は。

< 子育て支援課長 >

亀岡市子育て支援センター事業とファミリーサポートセンター事業は社会福祉協議会で地域子育て支援拠点事業は亀岡子育てネットワークである。

< 中澤委員 >

P2、避難行動要支援者名簿管理経費は現在のデータをベースに対象者を把握するのか。また本人同意は市が直接行うのか。

< 地域福祉課長 >

国からの通達で、市保有データから対象者を把握することは構わないが、名簿を関係者に配付するための本人同意は市が直接とらなければならない。

< 中澤委員 >

社会的孤立防止対策事業の有効活用として、連携しなければならないと考える。P9、老人クラブ育成経費についての対応策は。

< 高齢福祉課長 >

老人クラブの事務局は社会福祉協議会にある。年々クラブ数が減っておりアンケート調査等対応に努力されている。市は側面的にサポートをしている。

< 中澤委員 >

自治会の加入促進については予算措置をしているが、老人クラブに対して特別に経費補填をする考えはないか。

< 高齢福祉課長 >

今後研究をしていきたい。

< 中澤委員 >

自治会と同様の予算措置に膨らませて促す考えは。

< 高齢福祉課長 >

含めて研究する。

< 竹田委員 >

P2、避難行動要支援者名簿は市が行うものと説明があったが、市の職員が行うということか。

< 地域福祉課長 >

市の職員が行うということであり、民生委員等に依頼は出来ない通達になっている。

< 竹田委員 >

他市では包括支援センター等が同意書を集めている状況もあるが、その方法はできないのか。

< 地域福祉課長 >

市が直接行うものと解釈している。

< 眞継委員 >

P2、避難行動要支援者名簿管理経費について、システム導入に550万円を計上しているが、どのようなシステムか。

< 地域福祉課長 >

介護度や障害者、療育の該当する方を抽出して1つのデータに組み込んで、6月に1回、名簿突合で更新できるシステムを考えている。

< 眞継委員 >

P7、法人指導監査について、監査結果は公開情報か。

< 地域福祉課長 >

各法人の監査時の公開情報なので、ホームページ等に掲載するよう伝えている。

< 眞継委員 >

公開をするということか。

< 地域福祉課長 >

公開を基本としている。

< 眞継委員 >

行政として監査結果を公開することはどうか。

< 地域福祉課長 >

市が公開することになっていない。法人が公開することとなっている。

< 眞継委員 >

監査結果は行政が行うべき報告ではないのか。法人に情報を返されるなら話は分かるが、結果自体が受けた法人に無かったら公開出来ないのでは。

< 地域福祉課長 >

監査結果は、市から法人に返すことになっている。返した結果は法人が公開の努力をすることとなっている。

< 木曾委員 >

P4、子ども医療費助成について3,000円を超えた額を現物支給した場合の経費と市の負担は。

< 子育て支援課長 >

小学生200円で現物支給した場合、年間1億6,000万円の経費がかかる。

< 木曾委員 >

3,000円を超える償還払いを現物支給した場合の経費は。

< 子育て支援課長 >

積算したことはないが、国民健康保険団体連合会に手続きの経費がかかる。今後、積算し検討していく。

< 木曾議員 >

いつも出ている問題なので、現物支給した場合にはこれだけの経費がかかるため出来ないとはっきり言わないといけない。いつまでも同じ問題が出てくる。

< 健康福祉部長 >

国民健康保険団体連合会と話ができていない。システム料もどれだけ要るか試算をしたい。ただし3,000円にかかる申請件数も年々増加している。時間内に申請が出来ない場合も連絡あれば時間外に待って申請を受理するように配慮している。

< 木曾議員 >

他市の対応を参考にしながら、出来ない理由を明確に回答できるよう願う。

P7、自殺対策事業はセーフコミュニティの関係で大きなポイントになっている。自殺者数の水準は高いと思うが、自殺対策の講演会や啓発だけでフォローができていないのか。

< 地域福祉課担当課長 >

普及啓発だけでなく、健康増進課が行う検診事業でアンケート調査を行いハイリスク者に対して各病院や警察、消防と連携をして支援を行う。

< 木曾議員 >

各機関の連携は必要であるが、自殺の原因を分析しないと対策は難しい。セーフコミュニティとして市全体の取り組みが必要ではないか。

< 地域福祉課担当課長 >

精神保健福祉士を配置し、ネットワークチームを組んで支援している。

< 木曾議員 >

若い人に症状を持っている場合が多いと聞くが、保健医療対策を前進させ数字に表れるような取り組みを願う。

< 田中議員 >

P3、福祉医療費ひとり親世帯について、児童とその母親と記載されているが、児童と父親は対象外か。

< 子育て支援課長 >

25年7月から父子家庭も含まれている。

< 田中議員 >

対象が満18歳となっているので「児童」を「子」に訂正した方がよいのではないか。またシングルマザーは対象になるのか。

< 子育て支援課長 >

児童を子に訂正する。シングルマザーも対象になる。

< 堤議員 >

P9、老人生きがい対策経費とP11、厚生会館管理運営経費の管理はシルバー人材センターで間違いはないか。

< 地域福祉課長 >

厚生会館管理運営経費は施設のみの指定管理である。

< 堤議員 >

シルバー人材センターには役職等の年数制限はあるのか。

< 高齢福祉課長 >

定款により理事を選任し互選で理事長を決定している。年限は定められていない。

< 堤議員 >

現在の最高責任者は何年継続しているのか。

< 高齢福祉課長 >

2年毎になっている。年数は確認して報告する。

< 堤議員 >

他の外郭団体は一定年限で交代するが、シルバー人材センターは特異ではないかと市民から声を聞く。一定の年数で変わり後の人が務められるように考える必要があるのではないか。

< 健康福祉部担当部長 >

法人の問題であり市が関与することは難しいが理事なのでそのような意見があることを理事会で伝える。

< 苗村委員 >

P6、緊急通報装置業務委託経費の設置率は。

< 障害福祉課長 >

設置は13名。

< 苗村委員 >

設置率はどうか。

< 障害福祉課長 >

該当の方に設置している。

< 苗村委員 >

- P6、施設運営費補助金について、花ノ木医療福祉センターに運営費補助をしているが、改築等に対する助成は。
- < 障害福祉課担当課長 >  
改築等に対する助成はない。
- < 苗村委員 >  
以前、馬路児童館分室の際には市が経費を支出していた。改築等に対する助成も必要があると思うが。
- < 障害福祉課担当課長 >  
建設等の助成については検討していない。
- < 苗村委員 >  
P8、高齢者生活支援経費は、昨年 9 月決算時に事務事業評価で改革改善としたが、どのように反映されているのか。
- < 高齢福祉課長 >  
高齢者ガイドブック作製の内容を分かりやすくし、命のカプセルと併せた配付を考えている。
- < 苗村委員 >  
25 年度に配食サービスがあったが、26 年度は行わないのか。
- < 高齢福祉課長 >  
配色サービスは特別会計予算で計上している。
- < 中村委員 >  
P2、命のカプセル配付事業の開始年度と現状は。
- < 高齢福祉課長 >  
21 年度から開始し見守りが必要な世帯を対象に 25 年 12 月末現在で 8,063 件配付している。
- < 中村委員 >  
対象者の把握は。
- < 高齢福祉課長 >  
一人暮らし高齢者世帯約 2,100 世帯のうち 1,751 世帯で約 8 割に配付している。
- < 中村委員 >  
配付漏れのないように願う。
- P15、こども発達支援事業は昨年から馬路児童館で開始したが、予算は馬路児童館分の事業分か。
- < 障害福祉課担当課長 >  
そのとおり。
- < 中村委員 >  
登録は何人か。
- < 障害福祉課担当課長 >  
25 年度 2 月末現在の利用者数は 24 組の親子。
- < 中村委員 >  
施設を利用されない待機児童数は。
- < 障害福祉課担当課長 >  
花ノ木療育教室のデータで、25 年度当初 46 名に対して、24 組がフレンズを利用している。
- < 中村委員 >

発達に課題のある子どもが多く、支援の格差があってはいけないということで、花ノ木が新たな投資をしている。建設に対して直接支援が出来ないのは理解するが、今後の亀岡エリアを担保していただくためには、もう少し支援を考える必要があるのではないか。

< 障害福祉課担当課長 >

花ノ木運営経費の補助は現在市単独補助である。花ノ木が新規で建設をしている発達支援センター機能は京都府内圏域の建物であり、亀岡市だけの運営補助制度ではなく、京都府を巻き込んだ圏域での運営補助を研究した上で検討したい。

< 酒井委員 >

P9、敬老事業経費は2年前から何度も持続可能な方法で実施出来るように言っている。2年間の具体的な検討内容は。

< 高齢福祉課長 >

自治会の考えもあり、順次整理している状況である。出来るだけ早く一定の方向性を見つけていきたい。

< 酒井委員 >

具体的な協議を願う。今後の考えは。

< 高齢福祉課長 >

26年度に各自治会に対しアンケート等を行い、27年度には一定の方向付けをした予算計上を考えている。具体的な内容を含めて自治会と協議する。

17:03

< 休 憩 >

17:13

< 高齢福祉課長 >

先ほどの堤委員の質問について、シルバー人材センター理事長の経歴は、18年から事務局長、24年6月から理事長に就任されている。

〔各所管課長（児童福祉費から）説明〕

17:36

<<質疑>>

< 石野委員 >

P15、保育所保育料徴収嘱託員は滞納分の徴収員か。

< 子育て支援課長 >

現年と滞納合わせての徴収である。

< 石野委員 >

詳細の説明を願う。

< 子育て支援課長 >

民間保育園園長7名と市直接雇用2名の合計9名。

< 石野委員 >

昨年度の実績は。

< 子育て支援課長 >

24 年度実績徴収額が民間保育園園長 2,199 万 2,169 円、嘱託職員 972 万 2,710 円。

< 石野委員 >

成果はどうか。

< 子育て支援課長 >

昨年徴収率は現年度 97.27%であり、今後も引き続き依頼する。

< 石野委員 >

過年度の徴収率は。

< 子育て支援課長 >

昨年末の調定額が約 1 億 1 千万円で収納額が 753 万 4,360 円、収納率 6.82%。

< 苗村委員 >

P16、公立保育所再編計画の状況と今後の方向は。

< 子育て支援課長 >

対象の自治会に説明をしているが、完全な理解はまだの状況であり、今後も計画に基づいた説明を行い理解を求める。

< 苗村委員 >

もう決まった計画との説明を受けたと議会報告会で意見があった。地元と十分協議をしていくと理解をしているが、いつを着地点と考えているのか。

< 子育て支援課長 >

計画の一部見直しも含めた協議を行っている。早い時期に計画が進められるようにしたいと考える。

< 苗村委員 >

市の方針を押し付けるのではなく、地元と十分に協議した上で計画を進めるよう願う。

P21、インターナショナルセーフスクール認証取得事業経費の具体的な内訳は。

< 子育て支援課長 >

認証取得に向けた保育所整備で、全ての性別、年齢、環境をカバーし施設環境の充実を図るため、ハイリスク箇所の点検修繕や保育活動の安全性を高める備品等の購入である。内訳は備品購入費 180 万円、施設修繕 240 万円、消耗品 80 万円の合計 500 万円。

< 苗村委員 >

詳しくは全体の ISS が委員間討議で上がっていたので、そちらで議論を行う。

< 田中委員 >

P16、公立保育所運営経費の嘱託職員の内訳は。

< 子育て支援課長 >

保育士 71 人、給食調理員 12 名の計 83 人。

< 田中委員 >

P18、家庭相談員設置経費について 25 年度の効果は。

< 子育て支援課長 >

現在 1 名の母子自立支援員を設置しており、25 年度の相談件数は 349 件。

< 田中委員 >

- その中で自立された家庭は。
- < 子育て支援課長 >  
具体的な人数は把握できていない。ひとり親家庭の生活相談で計上している自立支援教育訓練給付金等を利用し就職をしていただいている。
- < 田中委員 >  
把握は必要である。P28、結核予防経費の受診者数 3,446 人に対して、自己負担金が 1 人 100 円で諸収入 1,700 人分しか計上していない理由は。
- < 健康増進課長 >  
65 歳以上及び非課税世帯と生活保護世帯は免除のため、その分を引いて計上している。
- < 堤委員 >  
資料 P2、3 で保育所入所児童数を記載しているが、今後の再編整備計画を検討する中で公立と私立のバランスをどのように考えているのか。
- < 子育て支援課長 >  
再編整備計画に基づいて、地域の子育て支援施設として保育の適切な環境づくりを進める。
- < 堤委員 >  
具体的に施設の整備を含めて一定の方向付けを行い、どうしても場合は民間園に委託する手法も含めて検討しているのか。
- < 子育て支援課長 >  
そのとおり。
- < 馬場委員 >  
P20、子ども子育て支援計画策定業務委託経費の業務内容と委託業者は。
- < 子育て支援課長 >  
昨年に委員会を立ち上げニーズ調査の結果に基づいて 26 年度に支援計画策定を進める予定である。業務内容は支援計画作成支援で、25 年度は単年度契約で名古屋の明豊に委託をした。
- < 馬場委員 >  
ニーズ調査の規模は。
- < 子育て支援課長 >  
昨年 12 月に発送し 12 月 27 日に締切りをした。実施規模は就学前児童の保護者 1,500 名と就学児童の保護者 1,500 名の計 3,000 名。回収は就学前 829 件回収率 55.3%、就学児童 836 件回収率 55.7%。今後考察を行う。
- < 眞継委員 >  
P19、ひとり親家庭等生活支援相談事業給付金は実際に児童に支給されるのか。
- < 子育て支援課長 >  
保護者を通じて児童に支給される。
- < 眞継委員 >  
一人当たりの制限はあるのか。
- < 子育て支援課長 >  
所得制限に基づいて支給をしている。
- < 眞継委員 >  
福祉団体に委託している事業は。
- < 子育て支援課長 >

生活支援等講習会事業経費とひとり親家庭情報交換事業経費を委託している。

< 竹田委員 >

P28、発達支援事業について嘱託職員の勤務形態は。

< 健康増進課長 >

日額 1 万 5,900 円を 240 日で計上している。

< 竹田委員 >

240 日で常勤扱いなのか。

< 健康増進課長 >

1 人で 240 日来てもらえる人がいない、人材不足である。今年度の途中から、月額非常勤嘱託に来てもらっている。来年度もお願いをしたいが確定していない。週 5 日勤務できる人を探していきたい。

< 竹田委員 >

小学校に入学すると終了するのか、花ノ木に入所した後も支援していくのか。

< 健康増進課長 >

就学後も教育委員会や花ノ木と連携はあるが、基本的に就学した所で相談する。保健センターは就学前の関わりとなる。

< 竹田委員 >

重要な職種であり、非常勤ではなく正規職員で設置されるよう願う。

< 酒井委員 >

P24、病院事業会計への繰出金について、25 年 9 月決算時に繰出基準のより一層の精査を望むと指摘要望をした。総務省の繰出基準に合致すればいいのではなく説明責任が果たせるようにしなければいけない。精査をした結果は。

< 健康増進課長 >

繰出基準に基づき、救急医療確保経費から収益を差し引いて繰出すことで 1 億 7,127 千円計上している。高度医療経費は高度医療機器を使った診療経費から収益を差し引いた額 1 億 4,165 万円を繰出すこととし、繰出基準に基づいて精査した結果である。

< 酒井委員 >

基準に基づいてベッド数や医師数で算出するのではなく、地域医療に必要な経費、公立病院として市立病院が対応するのに必要な経費を見極めないと市民への説明責任が果たせないというのが 9 月決算で指摘した意味であり、単に基準に合っているから繰り出すことにならないように精査していただきたい。

< 健康増進課長 >

より一層の精査をしていきたい。

<<項目抽出>>

< 酒井委員 >

P24、病院事業会計繰出金について市長に質疑したい。

< 田中委員 >

P16、公立保育所運営経費の職員体制。

[ 健康福祉部 退室 ]

散会 18:08